

平成 27 年度
下野市行政評価
市民評価報告書

平成 28 年 1 月
下野市行政改革推進委員会

目 次

1 はじめに	1
2 市民評価の目的と評価の役割分担	2
3 評価の対象	4
4 評価の視点	5
5 評価結果	6
(1) 評価結果（総括表）	7
(2) 評価結果（事務事業別）	8
下野市行政改革推進委員会委員名簿	30

1 はじめに

平成27年度から平成31年度を実施期間とする第三次下野市行政改革大綱（以下、「大綱」と言う。）が平成27年2月に策定された。

大綱では、市民との協働をより一層推進するとともに、柔軟で効率的な行政システムの確立を目指し、「市民との協働による持続的に発展するまちづくり」を基本目標に位置付け、その推進のために「さらなる協働の推進」、「質的側面の向上」及び「量的側面の改善」が基本方針として掲げられている。

多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性等を活かしつつ対等な立場で協力・連携する「さらなる協働の推進」、限られた経営資源の中で行政運営の効率化等を図る「質的側面の向上」及び事業の必要性、費用対効果、効率性を十分に勘案した事業への取組等を行う「量的側面の改善」は、行政評価を行う上でも重要な視点であることは言うまでもない。

平成27年度、市では546事務事業について、事業の必要性、熟度・緊急性及び効率性の観点から、次年度の事業の推進方針を決定する事務事業評価を実施したが、内部評価の客觀性、内容の透明性及び信頼性を確保するため、様々な立場の委員で構成される下野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）において行う市民評価の果たす役割は重要であり、また、「さらなる協働の推進」のための取組のひとつとなっている。

この報告書は、委員会において、評価対象10事業を選定するとともに、各事業のヒアリングを行い、市の内部評価に対して委員会の評価と意見をまとめたものである。

市は、評価結果だけでなく、ヒアリングにおける委員の意見や議論の経過を十分に参考にし事務事業に取り組んでいただくとともに、市民ニーズを的確に捉え、行政サービスの向上のため、必要な見直しを進めていただくことを期待する。

この報告書をとりまとめるにあたって長い時間議論を重ねていただいた委員の皆様に感謝するとともに、報告書が市民に周知されることによって、市民が市政に参加するきっかけとなり、「さらなる協働の推進」に繋がることとなれば幸いである。

下野市行政改革推進委員会

会長 杉原 弘修

2 市民評価の目的と評価の役割分担

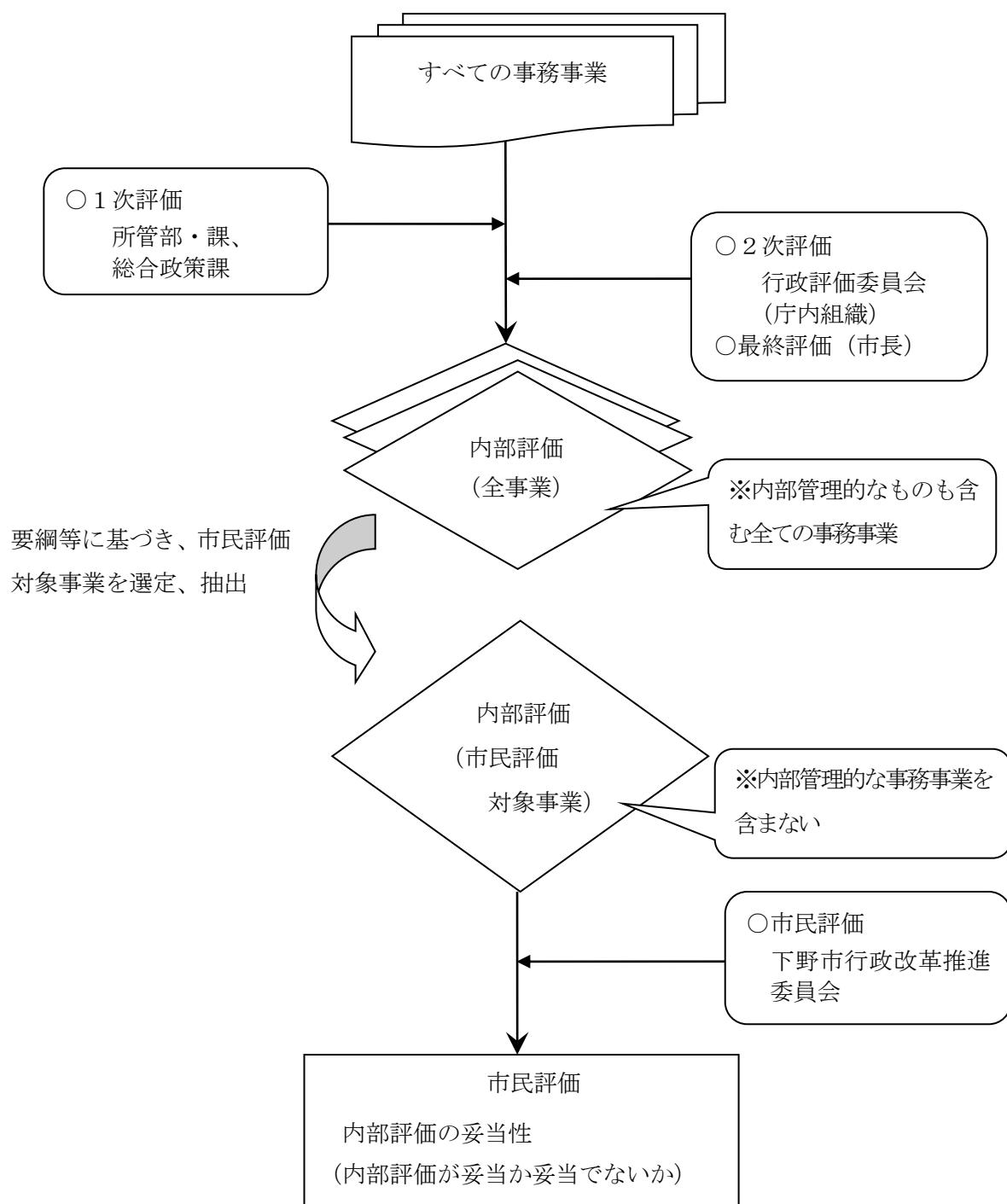
下野市での行政評価は、内部評価と市民評価の2段構えとなっている。

内部評価では、所管部・課、総合政策課、行政評価委員会（庁内組織）及び市長が、総合計画基本計画に位置付けられたすべての事務事業を対象とし、一定の基準（対象事業の必要性、熟度・緊急性、効率性等）であまねく事務事業を相対的に評価することを目的としている。そのため、内部管理的な事務事業も評価対象に含まれている。

一方、市民評価は、市民協働の一環として事務事業評価に市民が参画することを目的としている。市が実施している評価に対して、行政サービスの受益者であり負担者でもある市民が、「市民感覚と乖離していないか、現状を肯定する甘い評価となっていないか」などといった視点から評価することが求められている。

したがって、委員会においては、内部管理的な事務事業等は、議論の対象とすべきものではないと考えられる。また、委員会の限られた時間の中では、評価対象を限定し、少しでも踏み込んだ評価・意見を提示することが有用であると考えられる。そこで、委員会では、すべての事務事業の中から選定・抽出された一部の事務事業について、内部評価が妥当か妥当でないかを評価する。

図表 内部評価と市民評価の役割分担



3 評価の対象

下野市行政評価市民評価実施要綱に基づき、①総合計画基本計画に計上された事業で、かつ②予算額が大きい事業、一般財源が多額な事業及び予算の伸びが顕著な事業ということで抽出された167事業が評価の対象となった。167事業の内容については、第2回委員会の会議資料を参照されたい。

今回評価した事業は、167事業のうち委員会において選定した10事業である。(小学校コンピュータ管理事業及び中学校コンピュータ管理事業については、2事業を併せてヒアリングを行い、1事業分として実施。)

委員会は、事業全体の中での位置付けを踏まえながら、評価対象となった10事業について個別ヒアリングを通して評価した。

□ 評価対象事業 (ヒアリング実施順)

No.	部 名	所管課名	事務事業名	内部評価 (推進方針区分)
1	産業振興部	農政課	地域ブランド支援事業	(1)
2		商工観光課	商工業振興事業	(1)
3	市民生活部	安全安心課	防犯対策事業	(1)
4		環境課	一般廃棄物収集運搬業務委託 事務費	(1)
5	教育委員会	教育総務課	奨学金貸付事業	(1)
6			小学校コンピュータ管理事業	(2)
			中学校コンピュータ管理事業	(2)
7	総合政策部	市民協働推進課	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業	(1)
8	健康福祉部	こども福祉課	認定こども園整備事業	(1)
9		高齢福祉課	介護保険事業への負担事業	(1)
10	建設水道部	建設課	地籍調査事業	(1)

【事業推進方針区分】

(1)	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
(2)	事業内容を見直しながら実施する事業
(3)	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

4 評価の視点

委員会は、市が実施した内部評価、具体的には「積極的に推進する事業、計画どおり実施する事業」「事業内容を見直しながら実施する事業」「当面実施しない事業、または廃止・休止する事業」のランク付け（事業の推進姿勢）に対して、妥当かどうかを評価した。その際、庁内での評価プロセスである「必要性」、「熟度・緊急性」、「効率性」の「高い」「低い」の評価についても一つずつ妥当性を評価して、結論を出した。

必要性

1. この事業は総合計画に明確に位置づけられていると言えるか。あるいは、総合計画の基本方針や施策に合致していると言えるか。
2. 多くの市民や地域社会からこの事業の実施が求められるような要請があると認められるか。

熟度・緊急性

1. この事業が計画どおり進むように、組織体制が整備されていると言えるか。また、資金の目処が立っていると思われるか。
2. この事業を実施しなかった場合、市民の生活に急激かつ重大な（悪）影響を与えると言えるか。

効率性(見直しの余地)

1. 受益対象者の規模が適正かどうか、検討していると言えるか。
2. 同じ部署の他事業との統合や他の部署の事業との連携などの工夫ができないか、検討されていると言えるか。
3. 民間に委託したほうが品質やコストの面で優れているかどうか、また、実態として民間事業者に委託できる環境があるかどうか、検討していると言えるか。

5 評価結果

委員会の評価結果は、次のとおりである。

I 妥当である。	8 事業
II おおむね妥当である。	2 事業
III やや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)	0 事業
III やや妥当とは思われない。(市評価が低すぎる)	0 事業
IV 妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)	0 事業
IV 妥当とは思われない。(市評価が低すぎる)	0 事業

10事業についての評価結果を概観すると、「妥当である」、「おおむね妥当である」との評価であった。

8事業は、「妥当である」との評価であった。このうち7事業は、内部評価において「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」と評価された事業であり、委員会においても、必要性・緊急性の高い事務事業であると評価した。また、1事業は内部評価において「事業内容を見直しながら実施する事業」と評価された事業であり、委員会においても、効率性の観点から再考を求める意見が各委員から寄せられた。

2事業は、「おおむね妥当である」との評価であった。2事業とも内部評価において「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」と評価された事業であるが、委員会においては、推進体制の確保や効率性の観点から再考を求める意見が各委員から寄せられた。

(1) 評価結果（総括表）

No.	事務事業名	所管課名	評価結果	
			内部評価	市民評価
1	地域ブランド支援事業	農政課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	I 妥当である
2	商工業振興事業	商工観光課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	II おおむね妥当である
3	防犯対策事業	安全安心課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	I 妥当である
4	一般廃棄物収集運搬業務委託事務費	環境課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	I 妥当である
5	奨学金貸付事業	教育総務課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	I 妥当である
6	小学校コンピュータ管理事業 中学校コンピュータ管理事業		事業内容を見直しながら実施する事業	I 妥当である
7	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業	市民協働推進課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	II おおむね妥当である
8	認定こども園整備事業	こども福祉課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	I 妥当である
9	介護保険事業への負担事業	高齢福祉課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	I 妥当である
10	地籍調査事業	建設課	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業	I 妥当である

【市民評価区分】

I	推進方針は妥当である	
II	推進方針はおおむね妥当である	
III	推進方針はやや妥当とは思われない	市評価が高すぎる
		市評価が低すぎる
IV	推進方針は妥当とは思われない	市評価が高すぎる
		市評価が低すぎる

(2) 評価結果（事務事業別）

事務事業名	地域ブランド支援事業		所管部課	産業振興部 農政課
事業内容	<p>下野市を代表する「特産品」となる農産物を掘り起こし、その生産を支援することにより将来のブランド化を目指すとともに、地産地消の推進と地域農業・農村の活性化を図る。干瓢については、近年生産者の高齢化に伴い生産戸数が減少傾向にあることから、生産量全国一を誇る本市の干瓢生産と消費拡大のための支援を行い生産振興を図る。苺については、良質苗の購入費を支援することにより、生産量の拡大と、大果で食味の良い苺を生産することにより競争力強化を図る。また、高い収益性が見込まれる酒米の生産を支援することにより生産振興を図る。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>下野市の優れた農産物の生産を支援し、ブランド化を推進することによって、地域農業の活性化を図ることは重要である。</p> <p>地域ブランドは短期間で形成されるものではなく、また、その時代の消費環境によって変わっていくことを考えると、より一層多面的で効率的な支援と促進が必要となるため、生産者と消費者と行政が一体となった事業の展開が重要である。</p>			

(次頁に続く)

その他の 個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ● T P P や地方創生の観点から、農業支援政策は非常に重要であり、地域農業の維持・活性化を強く支援していただきたい。 ● 干瓢農家の減少傾向は今後も続くであろうし、歯止めが効かないと思う。ブランド品として干瓢は残さなければならないものであると考えるが、新しいブランド品の開拓も重要であり、その点、酒米生産への支援は大いに希望が持てるのではないだろうか。 ● 若い人たちが農業に魅力を感じるような方策を、農家、行政、市民で考えていく場があってもいいのではないだろうか。 ● 干瓢と苺だけではなく、酒米生産支援事業を開始したことは良い取組であり、農業振興のために事業が拡大することを期待する。 ● 事業自体は大いに進めるべきであるが、干瓢・苺・酒米生産のみへの支援でなく、他の農産物生産の支援も必要だと考える。 ● 酒米生産支援が、地域ブランド向上にどのように繋がるのか、市民に対して丁寧な説明が必要である。 ● 本事業で支援する農産物の関税率を確認・検証し、T P P に対応した対策が今から必要なのではないだろうか。 ● 各所に遊休農地が見受けられるため、市でも積極的に新規農業者へ貸付け等を行う必要がある。 ● かんぴょう生産全国一をもっとアピールするために、様々なイベントの冠に「かんぴょう」を付けてはどうかと思う。実質コストアップなしで宣伝効果も期待できると考える。 ● 苺や酒米の生産支援は、下野市だけでなく他市町村とも連携した支援により、より大きな効果が期待できる。 ● 市単独のP R 事業や支援事業は、多額の事業費をかけて大きくするよりも、それぞれの支援について良質な内容が求められると思う。加工品の開発の際には、調理して使う側の意見などを尊重し、取り入れることによって、支援事業の充実も図られると考える。
反対意見	

事務事業名	商工業振興事業		所管部課	産業振興部 商工観光課
事業内容	市内2商工会への運営費補助を行うことにより、商工会が地域経済団体として実施する商工業者支援のための事業充実及び商工業者の経営基盤の強化を図るとともに、講演会・交流会等の市内立地企業連携推進事業等に取り組み、市町間及び市内工場等の連携を密にし、下野市への企業立地促進と工業振興を図る。			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	II	おおむね妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、おおむね妥当であると評価する。</p> <p>商工会への運営支援や市内立地企業の連携の推進に取り組むことによって、地元中小企業の経営基盤の強化、活性化を図ることは重要である。</p> <p>今後も商工会への補助金額の精査を継続して行うとともに、商工会自体の経営の効率化、基盤強化を推進するためには、2つの商工会の統一に向けた積極的な取組が必要である。</p>			

(次頁に続く)

その他 個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●地方創生において、地元中小企業の経営基盤の強化や活性化は、非常に重要であり、その意味で地元商工会への支援や企業立地の促進事業は、今後も積極的に推進していただきたい。 ●下野市商工会と石橋商工会の方向性の違いの一端は理解できたが、統一することで重複する部分の省力化が図れることも多いのではないか。喫緊ではなくとも検討されることを願う。 ●事業費について、平成27・28年度とまったく変化がないことは、運営費補助の固定化・均一化につながっていないか検証が必要。またそのことによって、商工会における事業の推進についての議論が見えてこないような気がする。 ●委託事業については、より商工会会員の自力促進を支援する内容への事業展開にシフトして欲しい。 ●人口6万人余の市で、2つの商工会があることは、デメリットはあってもメリットはないと思う。様々な経緯で2つの商工会に属している事業者も少なからず存在している。市においては、商工会に運営費補助をしていることから、もう少し積極的に商工会合併に関与しても良いのではないかと考える。 ●約2,600万円の商工業振興事業費うち約2,500万円弱が市内2つの商工会への補助金であり、また、商工会は会員1,170名から会費を集めており、商工会運営費は、行政の補助金+会員の会費+手数料等のことであった。事業者にとって商工会加入は、まちがいなく自身の事業に有利と思われるが、近年加入者が減少していると聞いている。運営費補助については、前年踏襲的に交付されることが当たり前でなく、優秀な商工会職員に“活”を入れる補助金であるということが、商工会加入会員や地域振興のためになると思う。
反対意見	<p>(内部評価が高すぎるためやや妥当とは思われない・妥当とは思われないとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商工会を1つにまとめることが課題であると思う。 ●事業自体に反対はないが、下野市に2つの商工会があることは、間違いない効率性に欠けると考える。商工会の運営や考え方などの違いがあることは理解できるが、今後十分に話し合って、市においても、1日も早く1つの商工会に統一すべきとの指導をして欲しい。

(次頁に続く)

反対意見	<p>●石橋地区では、毎年大松山運動公園で開催する産業祭の他、商工会が主催するお祭りが4つもある。商工会に対して一括して補助金を交付するのではなく、商工会、自治会、コミュニティ等様々な団体が主催するお祭りに対しても、それぞれのお祭りの集客人数などを考慮し、支援していくことが地域活性化に繋がると考える。</p> <p>●いしばし納涼踊り花火大会（補助金152万円）と国分寺の盆踊り花火大会（補助金78万円）については、毎年盛大に行われているが、市の所管部署が違い、また補助金額に差があり不公平であると考える。今後祭りの補助金等については、統括部門を一つにしたり、内容を精査するなどの見直し、指導が必要ではないか。</p>
------	--

事務事業名	防犯対策事業		所管部課	市民生活部 安全安心課
事業内容	<p>犯罪のない社会づくりのため、防犯意識の高揚、犯罪の起こりにくい環境の整備を行うため、事業者による街頭防犯カメラ設置に対する補助金の交付、市内公共施設に対する街頭防犯カメラの設置、防犯対策事業に伴う各種負担金の支出を行う。</p> <p>犯罪のない社会は全ての市民の願いであり、犯罪の発生を抑止し、誰もが安心して暮らせる下野市の実現を目指す。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>街頭防犯カメラの設置促進や防犯団体等への活動支援によって、犯罪の抑止や犯罪発生時の早期解決を図ることは非常に重要である。</p> <p>今後は、他自治体の先進事例を参考に、防犯カメラの効果的な設置箇所の選定やさらなる経費の削減に取り組むことが必要である。</p>			

(次頁に続く)

その他の個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯・交通安全対策の推進は、安全安心なまちづくりの根幹である。 ●防犯カメラは残念ながら時代の欲求となってしまっており、現在においては大いに進めて欲しい。 ●市民には、自ら車を出して、ボランティアで防犯パトロールをしている人もいる。市所有の防犯パトロール車については、社会奉仕団体からの寄贈と聞いているが、人・時間を限って、ボランティアに貸し出しても良いのではないだろうか。 ●防犯カメラの設置等については、個人情報保護に関する手続き的な問題さえクリアすれば、防犯効果は大きいと思う。 ●防犯カメラの設置について、公的機関や地域団体に補助をするのは理解できるが、商業施設等が設置する際にも補助をするのはいかがなものかと考える。その分を少しでも防犯灯の増設に充てていただきたい。 ●防犯カメラ設置補助事業の補助額が、設置費用の2分の1以下、限度額30万円は、現在の規模の要請であれば妥当であると思う。防犯カメラは公共の場に必要となっており、また、公共施設は、犯罪を起こしにくい当初からの設計が望まれる。 ●今日では、防犯カメラは、公共施設であれ、民間施設であれ、必須のアイテムであって、犯罪に対して万全の備えが求められる。しかし、他方で、行政権力としてこうした機能を使用する場合には、プライバシー・個人情報保護への配慮を忘れてはならず、公益と人権、このバランスを図ることも行政の重要な課題であるとの認識が必要である。 ●防犯カメラ設置費用の2分の1を補助することは必要だと思う。また、他の自治体での事例であるが、自治体が自販機設置場所を飲料メーカーに提供し、飲料メーカーの費用負担で、防犯カメラ付き自動販売機を設置する方法はとても良いアイディアだと思う。このような取組については、飲料メーカーからの打診を待つのではなく、こちらから飲料メーカーに打診しても良いのではないだろうか。 ●防犯カメラも大事であるが、暗い夜道がまだまだ多くあることから、防犯灯の増設が必要であると思う。
反対意見	

事務事業名	一般廃棄物収集運搬業務委託事務費		所管部課	市民生活部 環境課
事業内容	<p>市内ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、ごみ処理施設に搬入するため、一般廃棄物のステーション回収の効率化と衛生的な収集運搬を目指し、実績、機材、地元への精通など、安定遂行が見込める民間業者に委託を行う。</p> <p>事業の実施により、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>家庭系一般廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生上、重要な事業であり、市民・委託業者・行政の協力・連携により、円滑に収集運搬を実施することが重要である。</p> <p>なお、委託料の増加を防ぐためにも、ごみの減量や分別方法等については、市民に対してより一層丁寧な説明が求められる。</p>			

(次頁に続く)

その他の 個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業の必要性は特に高く、今後も事業のさらなる推進を期待する。 ●ごみの分別方法等については、市民に対し、より一層丁寧な説明が求められる。（例えば、アルミ缶等の洗浄は、処理施設においては重要な行為であるとしても、水道料の負担を考えた場合、簡易な洗浄の方法などを市民に対して説明していくことも必要ではないか。） ●高齢化が進むと、ごみステーションにごみを出しに行くのが困難な高齢者が増えてくると考えられる。杉並区では、高齢者のみの世帯又は高齢者1人暮らしの場合、家の前にその家の分だけのごみステーションを作つて収集しているとのことなので、今すぐには困難であろうが、下野市でも是非実施していただきたいと思う。 ●平成28年度から分別方法や収集回数などが一部変更になるが、様々な機会に広報を行い、スムーズに移行できるように取り組んでいただきたい。 ●ごみ処分にはお金がかかり、また、新たにできる南部清掃センターは野木町と遠方になり運送費も高くなることから、平成29年度の事業費見込み額では、南河内地区約9千2百万円、国分寺地区約8千9百万円弱、石橋地区約7千5百万円となっている。これらを市民に周知し、ごみを増やさない努力が必要であると思う。 ●地元の委託業者については、従業員が明るく挨拶をし、テキパキと動き感じの良い会社であるので、このような会社が増えることを期待する。
反対意見	

事務事業名	奨学金貸付事業		所管部課	教育委員会 教育総務課
事業内容	高校・大学等に進学する際に経済的理由により修学が困難となる学生に対し、修学の機会を確保し、将来、下野市の未来を担うであろう有能な人材の育成を図るとともに、教育の進展を図ることを目的に、市独自に無利子で奨学金の貸付けを行う。			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>所得格差によって、修学機会が制限されることのないように、市民に最も近い自治体である市が奨学金制度を設け、教育の機会均等を図ることは重要である。</p> <p>さらに多くの市民の修学機会が確保されるよう、制度の周知や改正を進めていくことが必要である。</p>			

(次頁に続く)

その他の個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●奨学金事業は、公的な「足ながおじさん」と呼ばれるように、貧しくても能力を発揮できるための内容であって欲しい。税金投入による限界があるが、奨学金を借り受ける側のモチベーションが下がるような運用にならないように、常に市民の意見を聞き取ることが重要であり、返済方法についても、税金滞納とは原理原則の違いを認めた対応が必要であると考える。 ●他の奨学金制度と比較して、下野市の奨学金制度は悪くない制度だと思うが、利用者が少ないので、どういうところに原因があるのだろうか。利用者側に立って調査・検証し、せっかくの制度をたくさん的人が利用するようにしていただきたい。 ●奨学金の返済について、学業成績が優秀で、将来下野市で就業又は起業して貢献できる人については、返済額を減額したり、返済しなくても良いという制度にできないだろうかと考える。 ●奨学金をもらっても、卒業後、下野市とは関係のないところで生活する人もいるはずであるから、事業内容の「下野市の未来を担うであろう有能な人材」という表現は適切でないと考える。 ●学力の面での審査基準が、他のものより柔軟性があることを聞いて安心した。希望者には人柄第一で選定する位の冒険も必要かとも思う。 ●少子化によって国力は衰退することから、少子化に歯止めをかける取組の一環として、当該事業の推進方針は妥当である。 ●内容を改正して、金額の選択が可能になったことや入学一時金を設けたことによって、より利用しやすくなったと思う。 ●高校生の実数が少ない理由の一つに、中学生の段階では家の経済状況が十分把握できていないことがあると考えられる。中学校での進路指導の折等に保護者へ周知することも有効であると考える。 ●緊急在学奨学生制度の更なる周知、充実を望みます。 ●奨学金審査の成績基準が3.0と数値のみだと、成績が数値で表されない特別支援学級や特別支援学校在籍生徒が進学したい場合の奨学金貸付は閉ざされてしまう。救済策を検討いただけたらと思う。
反対意見	

事務事業名	小・中学校コンピュータ管理事業		所管部課	教育委員会 教育総務課
事業内容	情報化社会において、児童生徒が適切に情報手段を利用し、機器を活用できるように能力を育むため、小学校12校、中学校4校の情報機器調達とそれらの維持管理を行う。			
評価結果	内部評価	事業内容を見直しながら実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「事業内容を見直しながら実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>情報社会へ参画する知識・態度を養うため、小・中学校において「情報活用能力」の育成を図ることは重要であるが、情報機器の導入・更新・維持管理等の計画については、時代に即した対応が重要であり、隨時見直しを図る必要がある。</p> <p>コンピュータについては、非常に高い利便性を持つツールであると同時にインターネットを介して巻き込まれる事件なども発生し、危険性も伴うことから、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度について、より一層教育を進めていくことが求められる。</p>			

(次頁に続く)

	<ul style="list-style-type: none"> ● 今日の情報教育には、コンピュータが必要不可欠であるが、近年ではコンピュータ・アイテムの拡大によって、子どもたちのコンピュータ依存症が多発している。コンピュータ維持管理事業には、コンプライアンス（モラルやプライバシー）教育において、他部局との連携を図った取組により、ハード面（技術面）の進歩に遅れないよう、ソフト面での成果を上げていく必要があると考える。 ● 再リースの場合、修繕費が別途発生することだが、リース契約の見直しの時に、修繕費をサービスしてもらうという契約はできないのであるか。業者にとっては大きな売上になる金額であることから、契約見直しの際には、借上料や修繕費用の減額について交渉し、費用の削減に努力していただきたい。 ● 様々な理由があるかと思うが、借上料の平均が小学校（12万円/P C1台）、中学校（4.9万円/P C1台）では、差がありすぎるため、借上料削減の取組を進めていただきたい。 ● コンピュータ機器を1社に固定せず、入札で決めるすることは良いと思う。 ● 3町合併の影響による複数のリース契約の管理業務が気になったが、将来的には一元化していく計画もあるため、推進方針は妥当である。 ● 情報教育の中で、コンピュータ教育の占める割合は大きい。低学年からのスキルアップのみではなく、モラルも伴った指導がなされることを望むとともに、再リースや再々リースしても、コンピュータ事業には多額の経費が発生することを考えると、最大限に活用して欲しいと思う。 ● 小中学校の児童生徒が学んだIT機器は、児童生徒が社会人となる時すべて時代遅れとなる。小中学校の教育で大切なことは先端機器に触ることよりも、情報社会やインターネットを通じた交流の場におけるモラル教育と感じた。そうであれば、常に先端機器を整備する必要性は低く、時代遅れにならない程度の機器に留めることで、コスト削減が図られると思う。 ● IT関連の進化は速いため、教育面を考慮すると、いくらコスト削減になるとしても再リースは避けた方が良いのではないだろうか。
反対意見	

事務事業名	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業		所管部課	総合政策部 市民協働推進課
事業内容	<p>各コミュニティ推進協議会が主体となり施設の管理運営を実施するため、各コミュニティ推進協議会を指定管理者とし管理委託料の支出を行う。</p> <p>コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターを地域のコミュニティ推進協議会で管理することにより、自治会以上の地域交流の活性化が図られ、より広域的な組織の醸成に寄与し、共助意識の向上が図られる。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	II	おおむね妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、おおむね妥当であると評価する。</p> <p>コミュニティセンターの活用によって、地域交流の活性化を図るためにには、地域のコミュニティ推進協議会を指定管理者とする管理办法は適切であるが、今後、より効果的・効率的な管理・運営方法について、市民やコミュニティ推進協議会の意見を踏まえたさらなる検討を求める。</p>			

(次頁に続く)

その他の 個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●事業内容に「コミュニティ推進協議会で管理することにより、自治会以上の地域交流の活性化が図られ」と記載し説明されている以上は、そうした意図が裏切られることの無いような管理の方法論が確立される必要がある。そうでなければ、長年コミュニティの推進に携わってきた自治会からの反発と失望を受けることになると考える。市民においても今後、事業の展開を見守っていかなければならない。 ●少子高齢化で小規模自治体の活動は難しい。複数の自治会の集合体である地元コミュニティ推進協議会を活用することは、より広域的な組織の醸成に寄与し、今後重要になってくると思われる。 ●コミュニティ推進協議会で管理することは問題ないと思うが、コミュニティセンターの利用状況（広い範囲の人々が利用しているのか。利用しにくいという声はないのか。委託料が適切に使われているか。など）を定期的に市でもチェックする必要がある。 ●事業の必要性は認めるものの、委託料等は常に見直しながら計画的に推進する事業である。 ●コミュニティセンターの指定管理者制度については、地元自治会・施設定期利用者代表・市役所担当課が集まり、十分な時間を設け、課題等を整理し、次の点について協議を行う必要があると考える。①地元自治会と施設定期利用者がコミュニティ推進協議会に参加するよう、コミュニティ推進協議会構成メンバーを見直す。②コミュニティ推進協議会代表が円満に安定交替するように、代表実務及び報酬、任期等について協議し、規約等を定める。③コミュニティ推進協議会に対し地元自治会が担うべき責任について協議し、施設赤字責任や監査責任を規約等で定める。④自治会とコミュニティセンターの良好な関係のため、地元自治会の施設利用や優先予約・低額利用料金等について協議し、ルール等を明文化する。 ●コミュニティセンターは、地域（自治会）の運営が基本かと思うが、様々な活動に市民参加を求めている市において、まず、人と人のつながりを深めるために、市民の集まる場所の充実に力を貸していただけたらと思う。
--------------	--

(次頁に続く)

その他の 個別意見	<p>●地域のセンターとして、より広い利用者のニーズに答えられる施設であるためにも、指定管理者の9コミュニティセンターの管理者の方々の研修・情報交換の場、また、いろいろな要望を市に申し出る機会の確保が必要であると思う。</p>
反対意見	<p>(内部評価が高すぎるためやや妥当とは思われないとする意見)</p> <p>●コミュニティセンターは、基本的にコミュニティ推進協議会が管理するということであれば、協議会の規模と場所の制限をつけるべきであり、コミュニティはいくつかの自治会、出来れば1小学校区位の広さで、コミュニティセンターの構造物は「友愛館」並みというように定義すべきと考える。現在の小規模のコミュニティセンターは、自治会公民館とほとんど同じではないかと思う。施設については、市の所有物、自治会との所有物とに分けないで同じように扱えないのだろうか。</p> <p>●コミュニティセンターの内、大規模な「友愛館」「グリーンタウン」「仁良川」「薬師寺」などのコミュニティセンターは、近隣の方々に大きく寄与している（新設のところはこれから寄与してくる）と思われるが、ヒアリングの際に所管課から発言のあった「小学校通学区ごとにコミュニティセンターがあることが望ましい」を是非実現し、全市に広めて欲しい。</p> <p>●近くに大規模なコミュニティセンターの有無で市民生活・活動が違ってくると思われる。大規模なコミュニティセンターは「公民館」と違い、より馴染みが増すものと思う。大規模なコミュニティセンターが無いところは、それができるまで、公民館にコミュニティセンターを併設してはいかがであろうか。また、「スポーツ交流館」「グリムの館」もコミュニティセンター扱いしても良いものと思われる。</p> <p>●大規模なコミュニティセンターの部屋の貸し出しは、地区内外の人で利用料が大きく違い差があるのは不公平である。市民平等にするために市からの委託料で調整できないかと考える。</p> <p>●国分寺地区においては、コミュニティセンターと児童館が一緒であり、また、一部の児童館では同じ施設内で学童保育も行っており、児童館の役割が果たせていないのではないかと思えるため、学童保育は小学校の空き教室を活用できないかと考える。</p>

事務事業名	認定こども園整備事業		所管部課	健康福祉部 こども福祉課
事業内容	<p>少子高齢化の進行や夫婦共働き世帯の増加、雇用形態の変化など子育て家庭を取り巻く社会的な状況は大きく変化し、保育施設に求められるサービスも多様化しており、特に低年齢児の保育需要が増大している。その一方で幼稚園の児童は減少しており、空き教室がある状況となっている。</p> <p>このような状況の中、増大する保育の需要に対応するため、幼稚園と保育園の機能を併せ持った認定こども園を整備し保育施設の充実を図るため、市内私立幼稚園に認定こども園整備費用の助成を行う。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>子育てをめぐる課題や保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の良いところを活かした施設である認定こども園を計画的に整備していくことは重要であり、市民ニーズにふさわしい幼稚園と保育所の「新しい仕組み」を創造するための事業として今後も推進する必要がある。</p>			

(次頁に続く)

その他の 個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●国の施策である「子ども・子育て支援法」や「一億総活躍」に対応して、下野市の市民ニーズにふさわしい幼稚園と保育園の「新しい仕組み」を創造するための事業として評価できる。ただし、新しいデザインへの移行期であるので、より多くの市民の参画が必要であると考えられる。 ●認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず利用できる施設であることは素晴らしいと思う。 ●待機児童が減少し、保護者が安心して仕事ができる環境が整うことは素晴らしいことであるが、1つの園の中に2種類の保育・教育課程があるということが想像できないので、これからが楽しみな事業である。 ●子育て支援に関しては、内閣府、文科省、厚労省と国の管轄が複雑になっているのに対し、市としてよく努力していると思ったが、保育所、幼稚園の良いところを活かした「認定こども園」に、公立の保育所も一日も早く移行すべきと感じた。 ●認定こども園整備事業で少子化は止まるのだろうか。市のできる範囲で関係者は鋭意努力していると感じるが、少子化対策はもっと国レベルでの対策が必要だと考える。
反対意見	

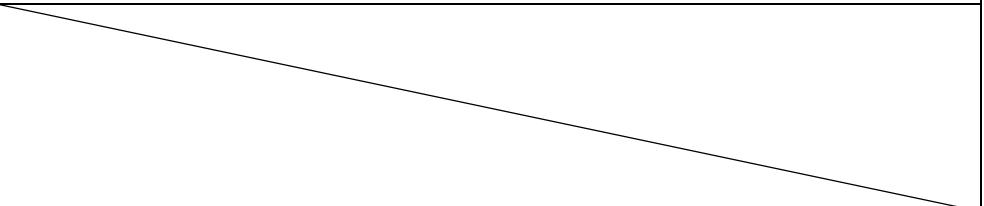
事務事業名	介護保険事業への負担事業		所管部課	健康福祉部 高齢福祉課
事業内容	<p>介護保険の財源内訳は、40歳以上の人人が納める保険料が50%、公費負担（国・県・市）が50%となる。</p> <p>本事業は、介護保険を運営する上で、公費負担のうち市で負担する分について、介護給付・地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業・任意事業）、事務費（職員給与費・事務費）に係る分を「繰出金」として計上し、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れを行う。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>高齢社会において、介護保険事業の充実は重要性を増しており、サービスを必要とする人が、円滑に利用できるよう、介護保険制度に基づく市負担金を支出する本事業については、今後とも適切に取り組まれたい。</p> <p>なお、高齢者の人口が増え、給付費の増大が見込まれる中で、介護予防事業に一層取り組むことにより、給付費の抑制、健康寿命の延伸を目指していくことが必要である。</p>			

(次頁に続く)

その他の個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業は、その仕組みがほとんど国によって定められているものであるので、自治体の裁量の狭い分野と考えられるが、その中で、下野市独自の政策を展開することで、効果的・効率的に事業を充実して欲しい。 ●市の税負担の軽減も重要であるが、高齢者の実情に即したサービスの提供を期待するとともに、苦情への十全の対応も事業の中核に置くべきものと考える。 ●国の社会保障費支出の高騰により、在宅介護を旨とする方針が打ち出されているところであるが、少子高齢化の現代、高齢者の介護を個々人だけにゆだねるのは無理であり、当該事業は重要性を増している。 ●平成27年度576,923千円、平成28年度611,068千円、年率6%の予算増の見込みに加えて、要介護度の高い高齢者の割り合いが高いとの報告に暗い思いになった。このような負担は、自然増分の税金は否応なくかかるが、保険制度で社会化して担う以外に対応はないと思う。このような状況を踏まえ、元気な高齢者の方は、ご自身の努力で健康維持に取り組んでいただきたいと思う。 ●今後、高齢者の増加は避けられないことから、介護給付費を抑制するための予防事業にも力を入れてもらいたいと思う。 ●介護予防事業において、定員オーバーになる介護教室があるならば、毎年需要に見合った定員枠の設定を望む。定員オーバーで受講できないということは、介護予防に自ら取り組もうとしている方を失うことだと考える。募集に対し応募が多いということは、市民の、積極的に介護予防に取り組もうとする純粋な意思表示だと思う。
反対意見	<p>(内部評価が高すぎるためやや妥当とは思われないとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定者数の割合を減らすことが肝心であると思うが、このためにより積極的な事業展開が望まれる。健康診断なども重要ではあるが、長い目で見て、元気な高齢者を家から引っ張り出すことが重要である。包括支援センターは3館（きらら館、ふれあい館、ゆうゆう館）で運営しており、3館の空室状況もわかるはずであるので、空室を利用して要介護にならないような運動等を積極的に行うべきである。年1回や月1回ではなく、毎週「運動やサロン」などのため、集まる場所を作ることが解決策になるのではないだろうか。大規模なコミュニティセンターを有する地域は、このような方向に進んでいるので、3館においても早急に行うべきである。 ●月1回3館で「一人暮らしの高齢者の集い」を行っていることは良いことであるが、なぜ一人暮らしだけなのか。一人暮らしでなくとも、希望者には窓口を広げた方が良いのではないかと思う。

事務事業名	地籍調査事業		所管部課	建設水道部 建設課
事業内容	<p>土地に関する地図等は登記所において公図として管理されているが、その大半が明治時代の地租改正時に作成されたものをベースとしており、境界や形状などが現地と大きく食い違いが生じている場合が多くあることから、登記簿に記載されている土地の面積等も正確ではないのが実態である。</p> <p>地籍調査を実施することにより、登記所の公図と登記簿が正確なものに書き換えられ、登記されている土地の筆界を座標で管理することにより現地に復元することが可能となるほか、土地取引の円滑化と土地資産の保全、公共事業・民間開発事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共物管理の適正化及び固定資産税の課税の適正化が図られる。</p>			
評価結果	内部評価	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業		
	市民評価	I	妥当である	
評価内容	<p>当該事業に対する「積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業」との内部評価は、妥当であると評価する。</p> <p>土地の境界が不明確であることによって、課税の公平性の課題や災害復旧の遅れの要因となることから、今後とも事業計画に沿った日程・進捗管理が重要である。</p>			

(次頁に続く)

その他の 個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ●ヨーロッパに比べて、日本全体において地籍調査が遅れ、結果的に都市再生や課税の公平性に疑問を持たれることが多いようである。栃木県内の各自治体の区画整理事業にみられる「虫食い道路」の状況改善に資する事業の一つとしても、市民の期待は大きい。他方、多大な税金を投入する以上、より一層の効率化に改善・工夫を求めたい。 ●ひとつの地区で、計画から実施まで3年もかかる地味で大切な事業と感じた。 ●正確な公図・登記簿が整備されることによって、税の適正化、土地取引のための個人負担の軽減、土地利用計画の基礎資料としての活用等、様々な場面での効率性向上は計り知れないと考える。 ●総事業費12億5千万円を見込み、平成67年度までの長期間に及ぶ事業である。40年後、世の中は今とはずいぶんと変わっているであろうことから、市の開発計画や整備計画と連動させて、調査区域に優先順位をつけていくことによって、事業費を削減できると思う。 ●東日本大震災や鬼怒川が氾濫したニュースを見るたびに、復旧の困難さを考えさせられる。正確な公図・登記簿は必要なものだと思う。
反対意見	

下野市行政改革推進委員会委員名簿

任期：平成 26 年 11 月 13 日 ~ 平成 28 年 11 月 12 日

※敬称略

(平成 27 年 8 月 6 日現在)

区分	役職	氏名	備考
学識経験者 (7名)	会長	杉原 弘修	宇都宮大学 国際学部 名誉教授
		飯島 陽子	司法書士
	職務代理	関口 博之	経営工学資格者
		小久保 武	下野市立地工場連絡協議会監事
		飯野 洋	税理士（関東信越税理士会栃木支部）
		水上 美紀	前下野市自治会連絡協議会理事
		長光博	下野市商工会副会長
公募委員 (3名)		大木 徳	公募委員
		園部 小由利	公募委員
		中林 佳子	公募委員

